

# 千葉県報

定例  
令和7年4月18日

## 主要目次

|   |                  |   |
|---|------------------|---|
| ○ | 千葉県海区漁場計画の変更の内容等 | 一 |
| ○ | 千葉県資源管理方針の変更     | 一 |
| ○ | 知事管理漁獲可能量        | 一 |
| ○ | 包括外部監査契約の締結      | 二 |
| ○ | 特定調達公告           | 二 |
| ○ | 入札公告             | 二 |
| ○ | 落札者等の公告（三件）      | 三 |

## 告示

### 千葉県告示第二百九十一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十四条第八項において準用する同条第六項の規定により、令和五年千葉県告示第二百二号で告示した千葉県海区漁場計画の一部を変更したので、千葉県海区漁場計画の変更の内容及び漁業法施行規則（令和二年農林水産省令第四十七号）第二十四条各号に掲げる事項並びに漁業の免許予定日及びその申請期間を別冊のとおり公示する。

令和七年四月十八日

千葉県知事 熊谷 俊人

### 千葉県告示第二百九十二号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十四条第九項の規定により、千葉県資源管理方針を別冊のとおり変更した。

令和七年四月十八日

千葉県知事 熊谷 俊人

### 千葉県告示第二百九十三号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十六条第一項の規定により、くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）、するめいか及びぶりに関する令和七管理年度（令和七年四月一日から令和八年三月三十一日までの期間をいう。）における同項に規定する数量を次のとおり定めた。

令和七年四月十八日

千葉県知事 熊谷 俊人

### 1 くろまぐろ（小型魚）

都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量

八一・五トン

### 2 知事管理区分に配分する数量

| 知事管理区分                       | 配分する数量 |
|------------------------------|--------|
| 一 千葉県銚子・九十九里地区くろまぐろ（小型魚）漁船   | 五・五トン  |
| 二 千葉県銚子・九十九里地区くろまぐろ（小型魚）漁船   | 〇・五トン  |
| 三 千葉県銚子・九十九里地区くろまぐろ（小型魚）漁船   | 九・九トン  |
| 四 千葉県銚子・九十九里地区くろまぐろ（小型魚）漁船   | 〇・六トン  |
| 五 千葉県夷隅地区くろまぐろ（小型魚）漁船漁業等（四）  | 九・六トン  |
| 六 千葉県夷隅地区くろまぐろ（小型魚）漁船漁業等（七）  | 〇・五トン  |
| 七 千葉県夷隅地区くろまぐろ（小型魚）漁船漁業等（十）  | 一〇・三トン |
| 八 千葉県夷隅地区くろまぐろ（小型魚）漁船漁業等（一）  | 九・七トン  |
| 九 千葉県安房地区くろまぐろ（小型魚）漁船漁業等（四）  | 四・九トン  |
| 十 千葉県安房地区くろまぐろ（小型魚）漁船漁業等（七）  | 〇・五トン  |
| 十一 千葉県安房地区くろまぐろ（小型魚）漁船漁業等（十） | 三・九トン  |
| 十二 千葉県安房地区くろまぐろ（小型魚）漁船漁業等（一） | 五・八トン  |
| 十三 千葉県くろまぐろ（小型魚）定置漁業         | 一七・八トン |

### 2 知事管理区分に配分する数量

1 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量

七八・六トン

### 2 知事管理区分に配分する数量